様式第３号

　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書　　　割印

収入印紙

貼付欄

　　社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会　理事長　殿

　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| （借受人）　　※本人が署名してください。  住 所  氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印 | |
| （法定代理人）※本人が署名してください。  住 所  氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　実印 | （法定代理人）※本人が署名して下さい。  住 所  氏 名　　　　　　　　　　　　　　　実印 |

　私は、次のとおり訓練促進資金の貸付を受けました。この訓練促進資金について、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱等の規定に従い、特約条項を承認のうえ、滞りなく返還します。

　なお、正当な理由なく訓練促進資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5.0%の割合で計算した違約金を支払います。

|  |
| --- |
| 1. 貸付金額   　入学準備金　　　　　　　　　　　　　円    　就職準備金　　　　　　　　　　　　　円   1. 貸付利子   　　　　　　　・無利子　 　（連帯保証人を立てた場合）  　　　　　　　・年　1.0％　（連帯保証人を立てていない場合）   1. 貸付金の返還   　 返還期間　　　ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画等に基づき、鹿児島県母子寡婦  福祉連合会理事長が認めた期間  　 返還方法　　　鹿児島県母子寡婦福祉連合会理事長が定める返還事由が発生した翌日から  月賦または半年賦で返還する。 |

|  |
| --- |
| （連帯保証人）　※本人が署名してください。  住 所  氏 名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印 |

　　※借受人、法定代理人、連帯保証人の印鑑登録証明書を添付して下さい。

［特約条項］

（貸付の停止等）

第1条　鹿児島県母子寡婦福祉連合会は、借受人が第2条の各号の一に該当する場合、又は求めに対し回答や報告を行わなかった場合には、将来に向かって貸付を停止し、又は既にしている貸付内容を変更することができる。

　　　2.鹿児島県母子寡婦福祉連合会は、借受人が次の各号の一に該当する場合には、借入金の全部又は一部につき一括返済を請求し、又は将来に向かって借入金の振込を停止することができる。

　　　　①借入金を、他に流用したとき

　　　　②虚偽の申込みその他不当な手段による借入を行ったとき

　　　　③故意に貸付金の返還を怠ったとき

（変更の届出）

第２条　借受人は、次の事項に該当する場合には、すみやかに鹿児島県母子寡婦福祉連合会に届け出なければならない。

①借受人や連帯保証人の氏名や住所に変更があったとき

②借受人が養成機関を退学、休学、留年、復学、修了したとき及び資格を取得したとき

③借受人が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき

④借受人が破産又は民事再生手続開始（以下「破産等」という）の申立てを受け、又は申立てをしたとき

　　　　⑤他の公的な給付又は貸付が決定したとき又は却下されたとき

　　　　⑥借受人や連帯保証人の状況に著しい変更があったとき

　　　　⑦貸付を受けて養成機関を修了している者は、毎年4月1日現在の業務従事状況（4月20日まで）

　　　　⑧その他鹿児島県母子寡婦福祉連合会の理事長が必要と認めた事項

（連帯保証人）

第3条　連帯保証人は、この契約により生ずる一切の債務につき、借受人と連帯してその責を負う。

（返還事由）

第4条　借受人が次のいずれかに該当した場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月から貸付金の返還をしなければならない。

　　　　①借受人が養成機関を退学したとき

　　　　②借受人が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったとき

　　　　③本訓練促進資金を他の都道府県等から借り受けていることが発覚したとき

　　　　④借受人が貸付契約の解除を申し出たとき

　　　　⑤借受人が養成機関を修了し、かつ資格取得した日から1年以内に、鹿児島県内において取得した資格が必要な業務に従事しなかったとき

　　　　⑥借受人が鹿児島県内において、取得した資格が必要な業務に従事する意思がなくなったとき

　　　　⑦業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

　　　　⑧その他、この訓練促進資金の必要性がなくなったと認められるとき

（管轄裁判所の合意）

第5条　鹿児島県母子寡婦福祉連合会理事長と借受人又は連帯保証人との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合には、鹿児島県母子寡婦福祉連合会理事長の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（雑則）

第6条　借受人及び連帯保証人は、本借用書に記載した個人情報について、本制度に必要な範囲で利用し、第三者に提供することを予め同意することとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 貸付コード番号 |  |
| 借受人氏名 |  |
| 連帯保証人 |  |
| 連帯保証人 |  |
| 法定代理人 |  |
| 法定代理人 |  |